

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年6月14日開催 全国地方銀行協会／

令和5年6月15日開催 第二地方銀行協会]

### 1. 2022 事務年度のモニタリング結果について

- 事務年度末にあたり、2022 事務年度のモニタリング結果を踏まえ、何点か申し上げる。

#### (1) 有価証券運用モニタリング

- 有価証券運用に際して必要となる市場リスク等の管理については、総合政策局の専門チームが監督局・財務局とも連携し、各地域の金融システムや金融秩序に大きな影響を与えうる中規模以上の地域銀行20行弱を対象にモニタリングを実施してきた。
- 対象先においては、総じて、相応の態勢整備が認められているが、一方で、将来にわたる健全性確保・金融システムの安定性維持の観点から、特に留意していただきたい点について改めて申し上げる。
- 地域銀行の規模やビジネスモデルは様々であるが、地域における金融仲介機能が損なわれることがないよう、金融機関においては、リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の整備が必要であり、そのためには、経営陣を含めたリスクガバナンスの発揮を引き続きお願いしたい。具体的には、
  - ・ まずは経営レベルにおいて、経営理念に則した有価証券運用の位置付けや中長期的な方針を定め、その実現のために最適なポートフォリオを構築する仕組みや態勢を整備することが重要となる。
  - ・ 同時に、経営体力（収益や自己資本）に照らして許容できる損失限度を定め、損失をその範囲内に収める仕組みを整備する必要がある。
  - ・ 投資信託等で運用する場合は、運用委託先及び運用資産自体が内包するリスクやリターンの状況について、銀行としても把握・管理する必要がある。

る。

- ・ 想定を上回る市場急変に備えるため、経営の関与の下、適切なシナリオに基づくストレステストを実施し、望ましいアクションプランを定めておくことも期待される。
- 各地域銀行においては、引き続き、今後の内外経済や市場の動向に予断を持たず、市場急変時にも機動的に対応できるリスク管理態勢を整えていただきたい。

## (2) コンダクトリスク管理

- 顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備とその実効性確保に関して3点申し上げる。
  - ① 金融商品のリスク・リターン分析やそれを踏まえた想定顧客層の特定が十分とは言えない、顧客の真のニーズに沿った提案ができていないか懸念があるなど、リスク性金融商品の販売・管理態勢に課題がある先が多い。改めて、自らの顧客の最善の利益とは何か、そのために地域銀行として提供すべきもの、提供できるものは何かを検討していただきたい。
  - ② 各行の「取組方針」を見ると、「原則」の文言をなぞったものが多く、各行が目指す「顧客の最善の利益」を追求するための取組みの具体が分からない。また、ほとんどの先で、「取組方針」と営業現場の取組実態との間に乖離がある。顧客本位の業務運営を確保するためには、「取組方針」を通じて顧客本位の考え方や具体的な取組みの認識を金融機関全体で一致させ、顧客本位が定着するカルチャーに変革していくことが重要である。その際には、業績評価がもたらす影響にも留意していただきたい。
  - ③ 三線管理について、四半期の最終月の販売偏重や苦情等に対する検証・監査が準拠性中心に留まっている先が多い。経営監査やカルチャー監査を含めて、法令遵守の観点に留まらない検証を行うPDCA実行態勢を構築し、改善を行っていくことが重要である。
- このモニタリング結果は、6月末に金融庁ウェブサイトで公表予定。経

営陣においては、「資産所得倍増プラン」の実現に向けて、この結果も参考にいただきつつ、顧客本位の業務運営の確保・推進に向けて、リーダーシップを発揮していただきたい。

### (3) マネロン対策等

- 5月も別途時間をいただいて説明したが、マネロン等リスク管理態勢については、態勢整備期限である2024年3月まで残り1年を切ったところ。
- 各行におかれては、協会から発出されている「態勢整備のポイント」などを元に、2023年8月末まで現行規程等を点検いただき、年内には規程等の改定が完了するよう、対応をお願いしたい。規程化をはじめとしたマネロンの態勢整備について、当庁は経営陣のコミットメントを重要視しており、是非皆様で主導的に取組を進めていただきたい。
- その他にも、検査を通じて把握した金融機関のマネロン対策のうち、取組が進んでいる事例や遅れがみられる事例は、近日中にマネロンレポートで公表予定である。是非とも、参照して、自行の改善に役立てていただきたい。

## 2. 共同データプラットフォームの実証実験結果と今後の予定について

### **(全国地方銀行協会)**

- 金融庁と日本銀行との共同データプラットフォームについては、2022年の夏から、法人向け貸出に関する高粒度データの収集・利活用に向けた実証実験を行い、既存計表の代替可能性やモニタリングの高度化に向けた分析手法の検討などを行ってきた。
- 実証実験においては、貸出明細等の高粒度データのモニタリング上の有用性を改めて確認したほか、既存計表の再現に必要なデータ範囲やデータ収集・管理プロセス上の課題も明らかになった。
- 本プロジェクトは、金融監督における国際的な高粒度データの活用の流れにも沿ったものであり、今後は、実証実験結果を踏まえ、提出データの定

義・フォーマット等の検討・調整を行った上で、定期的なデータ収集に移行したい。

- 引き続き金融機関の負担に配慮しつつ、モニタリングの高度化のため、共同データプラットフォームの構築に向けた取組みを進めていきたいと考えていると考えている。

### (第二地方銀行協会)

- 金融庁では、日本銀行と連携して、効率的かつ効果的な新たなデータ収集・管理の枠組み（いわゆる共同データプラットフォーム）に関する共同研究を進めている。
- 共同データプラットフォームは、金融監督における国際的な高粒度データの活用の流れも踏まえ、高粒度のデータの収集により、
  - ・ 既存の計表を代替し、金融機関の負担軽減を図ると同時に、
  - ・ データ分析を通じて、金融機関の健全性のモニタリングや金融機関による企業支援の対話の高度化を図ることを目指している。
- 令和4年度には、主要行と一部の地銀を対象に、法人向け貸出に関する高粒度データを試行的に収集する実証実験を行い、貸出明細等の高粒度データのモニタリング上の有用性を改めて確認したほか、既存計表の再現に必要なデータ範囲やデータ収集・管理プロセス上の課題も明らかになった。
- 今後、高粒度データの定期徴求に向けて、第二地銀の皆様方には、データ収集フォーマットの調整及び試行的なデータ提出をお願いしたいと考えている。共同データプラットフォームの構築に向けては、業態ごとの負担感の相違なども考慮し、丁寧にコミュニケーションをとりつつ進めていきたいと考えている。

### 3. サイバーセキュリティの自己評価について

- 2022年に実施した「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価については、2回目の実施に向けて準備中であり、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼する予定である。
- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

### 4. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁では、継続的顧客管理に係る情報更新等について、一般利用者の理解と協力を得るべく、マネロン対策等に係る新たなインターネット広報の実施を予定している。
- 今回は、バナー広告や検索連動型広告に加えて、動画広告も配信し、広告媒体を増やして実施する予定。より多くの預金者がマネロン対策について理解いただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。
- 広告内容については、事前に協会と意見交換をしたいと考えており、忌憚のない意見をいただきたい。
- 広告期間は2024年3月末までを予定しており、定期的に効果測定を行いながら、より効果的な広報の実施に向けて、政府としても積極的に取り組んでいきたい。

(参考) 広告形態：バナー広告、動画広告、リスティング広告  
広告媒体：Google、Yahoo!、LINE、YouTube

### 5. 本人確認のマイナンバーカードへの一本化について

- 6月9日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転

免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。」等の政府方針が示されている。

- 本人確認手法の変更については、金融業界の実務への影響も大きいことから、まずは、非対面取引における eKYC の廃止等と公的個人認証への一本化について、金融業界の意見や実務の状況を確認しつつ、デジタル庁・警察庁等の関係省庁で改正内容について検討を行っていききたい。
- 今後、協会からも、公的個人認証の活用状況や現行の本人確認手法等について、意見を聞くことがあると思うので、ぜひ、積極的に議論に参加いただきたい。

#### 6. 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について

- 6月2日からの大雨等による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今般の大雨等に対し、茨城県、埼玉県、静岡県及び和歌山県に災害救助法が適用されたことを受け、6月5日、6日適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

#### 7. 銀行業高度化等会社設立に向けた実証実験の導入について

- 銀行業界から、新規ビジネスを開始するに当たり、事前に採算性や事業化見通しの検証を行えないことが、スピード感ある銀行業高度化等会社設立の障害であり、ビジネスモデル検証に必要な範囲での実証実験が可能となるよう要望をいただいた。

- そこで、銀行本体を含む銀行グループ等において、銀行業高度化等会社設立を目的として、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を一定の場合に行えることを「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等において明確化し、2023年6月1日より適用を開始した。
- 実証実験も多種多様なものが想定されることから、監督指針において、実証実験の内容・範囲等詳細な要件は定めていない。また、自由かつ迅速な実施を可能とする観点から当局への報告等は求めないこととしている。
- 行内には地域経済の課題解決に資するような様々なアイデアが眠っていると思うが、そうしたアイデアのビジネスモデルを実証実験により検証し、積極的に事業化に向けた検討を進めていただきたい。

#### 8. REVICによる事業再生支援高度化事業

- コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、今後の活力ある経済を築いていくためには、増大する債務に苦しむ地域企業の事業再生など、各地の地域金融機関が地域の事業者の実情に応じて支援していくことが重要であると考えている。
- こうした観点から、地域金融機関の事業者支援能力の高度化を図るため、REVICにおいて、これまでの事業再生支援に関する業務でのノウハウ等を集約して、地域金融機関による事業再生支援に資する手引きを作成し、地域金融機関の役職員を対象とした実践力を身に着けるための研修等を実施することとしている。
- 具体的には、2023年8月下旬に地域銀行の役員向けの研修をオンラインにより開催し、その後、同年10月から12月にかけて、職員向けの2日間の集合研修を東京・大阪にて順次開催していく予定であり、今後、開催案内をする。
- 地域銀行の皆様には、本研修に積極的にご参加いただき、事業再生支援など、事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援に、より一層取り組んでいただきたい。

## 9. DDS を含む資本金借入金の引当方法について

- 一部の民間金融機関からは、資本金借入金を活用する際の課題として、全額引当の負担を指摘する声が聞かれる。
- こうした声を踏まえ、民間金融機関による資本金借入金の積極的な活用を後押しし、事業者の収益力改善や事業再生等を一層促していく観点から、金融庁において、6月13日、「DDS を含む資本金借入金の引当方法について」を公表した。
- 日本公認会計士協会の実務指針では、全額引当以外の引当方法も示されているところ、本公表文では、日本公認会計士協会とも調整した上で、金融機関へのヒアリングを通じて把握した全額引当以外の引当事例を記載している。各金融機関においては、本事例等を参考にした上で、資本金借入金の活用を含めた事業者支援に積極的に取り組んでいただきたい。

## 10. 地域金融機関による REVICareer の活用について

- 「REVICareer (レビキャリア)」については、多くの地域銀行で活用いただき、既に多数のマッチング実績も出していただき感謝している。
- 2023年6月13日に決定された「女性版骨太の方針 2023」において、女性経営人材のマッチング支援の促進が盛り込まれた。レビキャリアにも100人を超える女性の大企業人材が登録されており、金融庁としても、女性の大企業人材への周知広報を進めていくこととしている。
- 各行におかれては、引き続き、中小企業が必要とする経営人材のニーズに対して性別を問わず応えるべく、取り組みを進めていただきたい。

## 11. 苦情等を踏まえた適切な業務運営について

- 金融庁は金融サービス利用者相談室を設置し、金融サービスの利用者からの苦情や相談を受け付け、金融行政に活用することとしている。
- 地域銀行に関する苦情等の足許の件数は、新型コロナ対応に関連する苦

情等も含めて減少傾向にある。他方で、

- ・ 融資に当たり、銀行の紹介するコンサルとの契約や金融商品の購入を条件とされた
  - ・ 特定の銀行のみ、条件変更にも調整してもらえない
  - ・ 事業再構築補助金が採択されたが、つなぎ融資に応じてもらえないといった、法令や事業者支援に関する累次の要請との関係で問題となり得るものも見受けられる。また、金融商品販売に関する苦情・相談も引き続き寄せられている。
- なお、相談者が「銀行に伝えて欲しい」とされた事案については、内容を金融庁から銀行に伝達した上で、その対応状況について報告を頂いている。これは、個別事案に介入するものではなく、銀行への伝達及び当局への報告を通じて各銀行における態勢を確認するものであるが、中には、銀行への伝達を契機として短期的に解決する事案も散見される。
- 各行で受け付けた苦情・相談や金融庁から伝達するものを踏まえた態勢の改善、苦情等の再発防止・未然防止など、適切な業務運営を進めていただきたい。

## 12. 資産運用業の高度化について

- 「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」に関し、「業界全体としてのプロダクトガバナンス強化」に向けた取組みについて、お願いしたい。
- 具体的には、大手資産運用会社においては、顧客利益最優先の観点から、パフォーマンスが低迷している「不芳ファンド」を抽出し、信託報酬の減額や繰上償還に向けた対応方針を決定するなどの取組みが広がりつつあるが、顧客対応が発生する場合もあり、販売会社の理解・協力が不可欠である。
- また、商品がその特性に見合った投資家に提供されることも重要であり、商品組成者である資産運用会社が想定した顧客属性を踏まえて商品の販売

を行うなど、商品販売者においても、業界全体としてのプロダクトガバナンス強化に向けた取組みに協力いただきたい。

### 13. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 平成 23 年 5 月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入されたところ。
- 制度開始以降、金融機関 98 先から累計 315 件、約 80 億円の債権買取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関におかれては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただきたくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

### 14. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止し、残るドル LIBOR についても、いよいよ 2023 年 6 月末に公表停止が予定されている。これまでのモニタリングを通じ、ドル LIBOR の移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、公表停止が目前に迫る中、移行対応が完了していない契約が残存する金融機関においては、遺漏なき対応をお願いしたい。
- また、ドル LIBOR については、7 月以降、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR であるシンセティックドル LIBOR の公表が予定されているが、その利用に当たっては、顧客説明も含め計画的に対応いただきたい。
- 金融庁は引き続き日本銀行と連携し、7 月以降も残存するドル LIBOR 参照契約や、シンセティックドル LIBOR を利用する契約については、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

## 15. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2022年10月、サステナブルファイナンス有識者会議の下に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」および「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、脱炭素の実現に向けた金融機関と企業との実効的な対話の促進や、投資による社会・環境課題の解決を通じた経済の成長や持続可能性の向上を実現するための施策について議論を行ってきた。
- 両検討会の議論を踏まえた報告書をそれぞれ6月に公表する見込みとなっている。
- 脱炭素の検討会については、エンゲージメントの拡大に向けて、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。企業の移行計画策定はカーボンニュートラルに向けての重要なテーマであり、各金融機関におかれては報告書も参考にしながら、取り組んでいただきたい。
- 報告書を踏まえ、地域の中堅・中小企業における脱炭素の促進に向け、例えば、カーボンニュートラルに関する施策集の作成を行った。従来から開催している説明会を含め、地域金融機関向けの情報提供の充実を図っているところであり、政府施策の紹介などを通じて、顧客との対話に結び付けていただければと考えている。
- インパクト投資の検討会の報告書については、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。
- 中でも、投資により実現したい「効果」と「収益性」について予め意図し、投資後も効果を測定・管理する、といった投資要件について、「基本的指針」としてとりまとめ、今後市中協議を経て最終化していく予定。
- また、報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。

- 報告書を踏まえ、2023 年中にも「コンソーシアム」を設置予定であり、設置の暁にはぜひ積極的に参画いただき、企業等との対話を通じ、課題解決と事業性が好循環するような資金の流れを後押しいただきたい。

(以 上)